

第6章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

1) 保存管理の方向性

原城跡の本質的価値をさらに明確化するため調査研究を継続的に実施し、適切な保存管理が図られるよう、地区区分ごとの保存管理方針、基本的な保存管理方法、構成要素ごとの保存管理方法を定める。日常的な維持管理およびモニタリングを実施し、自然災害等に対する応急対応および、必要に応じて抜本的な保存修理を実施する。史跡の公有化においては優先順位を十分検討するとともに、営農者および居住者等の意向を把握しながら推進する。史跡の現状変更等においては取扱いの方針・基準を明示し、周知徹底と適切な運用を図る。

2) 地区区分ごとの保存管理方針

原城跡の史跡指定範囲を3つの地区に区分し、史跡周辺を含めた保存管理方針を次のとおり設定する。(表6-1、図6-1参照)

表6-1 保存管理上の地区区分

	地区区分	性格	保存管理方針
史跡指定地内	A地区	主に有馬氏時代の城郭に伴う曲輪群、島原・天草一揆の際には一揆勢が籠城した区域を中心とし、空堀跡、蓮池跡などの重要遺構、史跡南端の八幡神社などを含む地区である。	原城跡の本質的価値を多く内包する地域であり、厳格に保存管理を行う。 発掘調査を継続的に実施し、保存対象となる地下遺構の把握に努める。 公有化を積極的に推進する。
	B地区	主に原城の城域の周囲を囲む低地部であり、島原・天草一揆の際に仕寄場が構築された地域を含む地区である。A地区に比べ民有の農地の割合が多い地区である。	A地区に準じて保存管理にあたる。 営農者の意向を十分に尊重しながら可能な限り公有化を推進する。
	C地区	史跡北端の住宅地等、史跡南端の南有馬中学校、住宅地などを含む地区である。 そのため原城跡の保存活用を目的としな い現状変更が多く起こり得る地域である。	住民、関係者と協力しながら史跡の本質的価値の保存に影響を及ぼさないよう保存管理に当たる。 住民の意向を尊重しつつ、機会が得られれば公有化を行う。
史跡指定地外		原城跡の北西から西側にかけての丘陵群の一部は、島原・天草一揆の際の陣跡が残ると考えられる地域である。 かつて陣が展開したと考えられる丘陵群が、原城跡と一体的に歴史的景観を形成している。	基本的に史跡内の調査整備を優先するものの、将来的に調査研究を進め、必要に応じ文化財としての保護、史跡指定を検討する。 市景観計画における重点地区として原城跡周辺の景観保全に努める。

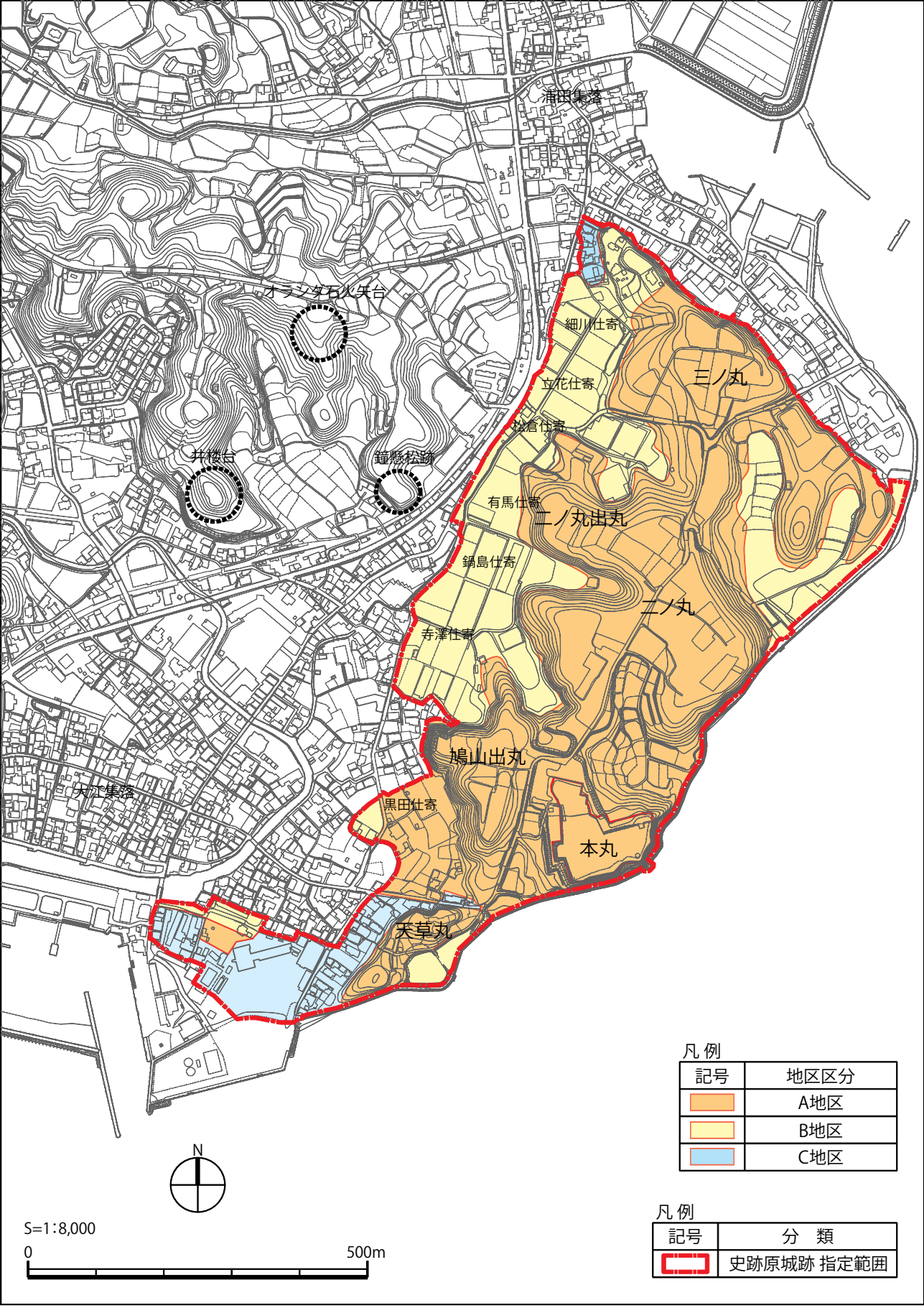


図 6-1 保存管理地区区分図

第2節 保存管理の方法

1) 基本的な保存管理方法

原城跡の基本的な保存管理方法は次のとおりとする。

① 保存管理の対象となる範囲の精査および遺構等の把握

発掘調査を継続的に実施し、遺構等の把握を進めていく。史跡内の調査は原則として保存目的または整備目的の調査であること、また原城跡が有馬氏築城の城郭および島原・天草一揆の籠城戦の舞台として重層的価値を持つ遺跡である点を踏まえ、調査の実施の際には、文化庁、長崎県教育庁、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会と十分に事前協議を行い、調査の目的、規模、方法、調査箇所の優先順位等について共有したうえで着手するものとする。

また現在の史跡指定範囲外にあって、原城跡の本質的価値の広がりが予測される島原・天草一揆の際の陣跡推定地について、基本的に史跡内の調査整備を優先するものの、将来的に調査研究を進め、必要に応じ文化財としての保護、史跡指定を検討する。

② 日常管理・防災対策

日常的な管理を適切に実施し、史跡として相応しい景観・環境の維持に努めるとともに、必要に応じ、防災等の対策を適宜行う。日常管理および防災対策のための基本的方法等して、以下の対応を行う。

【除草管理】

定期的を実施し、良好な史跡景観の維持に努める。文化財保護の観点から、過度の除草を行わないことや、場所・地形などに応じて除草の程度を工夫するよう努める。

【モニタリング】

日常管理に加え定期的な巡回を行い、き損及びその恐れのある箇所、史跡の変状の把握に努める。本丸の石垣については、日常の観察や石垣カルテの作成により、孕みなど危険度が高いものに対して修理計画を立て、整備事業において対応を図る。

【応急措置】

自然災害等により、き損があった場合は、被害の拡大を防止するための応急対応を速やかに実施するとともに、関係機関との情報共有を図る。また、応急措置による保護ができない場合は、整備事業として対応を図る。

③ 現状変更

史跡内の現況を踏まえて地区区分を行い、地区ごとの方針、行為内容に応じた現状変更等の取扱基準を設定して厳格に運用する。設定した方針・取扱基準の設定は、史跡の現状変更許可制度とともに関係住民等への周知徹底を図る。

④ 史跡の公有化

史跡内にある民有地について、所有者の意向、財産権、営農権などを十分尊重しながら、引き続き史跡公有化を推進し、将来的に史跡全体の公有化完了を目指す。可能な限りにおいて、調査整備の効率性の観点で優先順位の検討を行いながら公有化事業を進める。

史跡の公有化事業について、「原城跡所有者の会」などに定期的に周知し、土地所有者の売却意向について情報収集を行いながら推進する。

2) 構成要素ごとの保存管理方法

原城跡の構成要素ごとの保存管理方法は次のとおりとする。(表 6-2～6-4 参照)

表 6-2 本質的価値を構成する諸要素の保存管理方法

構成要素			保存・管理方法
有馬氏時代に築かれた城郭としての価値	曲輪	本丸	主要な曲輪として適切な保存と維持管理を行う。 海側崖面の崩落が保存上の課題であるため、本計画に基づき崩落防止工事、雨水排水整備を設計し実施する。
		二ノ丸	計画的に発掘調査を実施し、地下遺構など史跡の本質的価値のさらなる把握に努める。 日常の除草管理は、特に法面においては、過度な除草によって雨水に対する強度を減じないように留意し、適宜状況をモニタリングしながら実施する。 本丸の整備後、雨水排水対策の検討を行う。
		二ノ丸出丸	
		三ノ丸	
		鳩山出丸	
		天草丸	
	石垣	石垣	石垣カルテを作成、活用し、現状把握を定期的に行い、危険度の高いものは、変状の進行の把握とともに、安全の確保に努める。 危険と判断したものについては、計画的に修理を行う。 石垣に被害を与えるおそれのある樹木等は、伐採するなどの措置を講じる。
	虎口・門跡	外柵形虎口、本丸正門跡、本丸埋門跡、本丸門跡、池尻門跡	発掘調査および整備を実施済みであり、整備後の状態を適切に維持管理する。
		田町門跡	推定地付近の適切な維持管理を行っていく。発掘調査の実施を、曲輪の発掘調査の進捗と併せて検討する。
		蓮池門跡	
		田尻門跡	
		大手門跡 大手口通路	発掘調査を実施しているが、門跡の確認には至っていない。今後、曲輪の発掘調査の進捗と併せて、追加の発掘調査を検討する。 市道によって切り通された法面があるため安全管理に十分留意し、必要に応じて対策整備を実施する。
	櫓台	本丸櫓台跡、隅櫓跡、多門櫓跡	適切な維持管理を行っていく。
	空堀	空堀	適切な維持管理を行っていく。
	堀切	堀切	適切な維持管理を行っていく。曲輪の発掘調査の進捗と併せて、発掘調査の実施を検討する。
	土塁	土塁	適切な維持管理を行っていく。曲輪の発掘調査の進捗と併せて、発掘調査の実施を検討する。
	その他	抜け穴跡	現在は閉塞している。当面は現状のとおりとする。
		内馬場跡	適切な維持管理を行っていく。曲輪の発掘調査の進捗と併せて、発掘調査の実施を検討する。

構成要素			保存・管理方法	
有馬氏時代に築かれた 城郭としての価値	その他	土橋	適切な維持管理を行っていく。	
		原城跡出土遺物	適切に保管管理するとともに、調査研究ならびに公開展示などの活用に供する。	
	自 然 地 形	曲輪周辺の崖面・斜面	樹木等の計画的な管理とあわせ、地盤及び崖面そのものに対しても、現状の把握と変状の進行の把握に努めるとともに、計画的・予防的に崩落防止対策を講じる。 史跡景観に配慮した計画的な樹木管理、除草作業などの日常的な点検・維持管理を行っていく。	
島原・天草一揆の主戦場となった戦跡としての価値	一揆時の遺構・遺物等	建物跡	堅穴建物跡群	現状のとおり地下に保存し、発掘調査で得た情報を整備活用に供する。
			建物跡	発掘調査により確認したものは重要遺構として保存を図るとともに、調査で得た情報を整備活用に供する。 調査未実施の地区については、発掘調査による内容確認を進めたうえで適切な保護を図るとともに、活用手法を検討する。
		その他	堅穴遺構	本丸の発掘調査で検出した堅穴については現状のとおり地下保存とする。本丸以外の発掘調査であらたに堅穴を検出した場合も、調査後に埋め戻して地下保存を原則とし、調査で得られた情報を活用しに供する。
			土坑	地下保存を原則とするが、本丸門跡付近で検出した大型土坑は現状のとおり公開展示に供し、適切な維持管理を行っていく。
			甬道跡	適切な維持管理を行っていく。
			戦闘時の進入口	適切な維持管理を行っていく。曲輪の発掘調査の進捗と併せて、発掘調査の実施を検討する。
			大江の浜	埋立てにより既に大きく改変されているが、モニタリングを行い変状の把握に努める。
			茶臼山	ほぼ流出しているが、僅かに残るマウンドについて適切な維持管理を行っていく。
		仕寄場	黒田仕寄 寺澤仕寄 鍋島仕寄 有馬仕寄 松倉仕寄 立花仕寄 細川仕寄	曲輪の発掘調査および公有化の進捗状況を踏まえながら、将来的に計画的な発掘調査を実施し、史跡の本質的価値の把握に努める。
		その他	地下に埋蔵されている遺構	発掘調査が未実施の遺構を含め、必要に応じて計画的な発掘調査等を実施し、史跡の本質的価値の把握に努める。その成果を踏まえた整備等により、保存または顕在化を図る。 現状変更を行う行為については、事前に発掘調査等を行い、遺構等への影響が最小限となる方法等を検討し、保存に努める。
		遺物	原城跡出土遺物	適切に保管管理するとともに、調査研究ならびに公開展示などの活用に供する。
			原城跡出土人骨	市における保管管理体制の構築を検討する。
	一揆後の戦後処理を示す遺構等	石垣	破却された石垣	適切な維持管理を行っていく。
		門跡	埋め尽くされた本丸正門跡	発掘調査により門跡を埋め尽くしていた築石・栗石などの石垣石材は除却し、築石は破却石材展示広場に集積している。 本丸埋門跡のみ、埋め尽くされた状況を３段階で表示整備している。こうした調査整備後の現状に対して適切な維持管理を行っていく。 門跡が埋め尽くされていた状態の調査情報については、サイン・パネル・レプリカ等により活用に供する。
			埋め尽くされた本丸門跡	
			埋め尽くされた本丸埋門跡	
			埋め尽くされた池尻門跡	
		破却された大手口	現状のとおり地下保存し、サイン等により調査情報を活用しに供する。	

構成要素				保存・管理方法
島原・天草一揆の主戦場となった戦跡としての価値	一揆後の供養に関する石碑等	石仏・石碑など	骨カミ地藏	適切な維持管理を行っていく。
			佐分利九ノ丞の碑	
			板倉重昌碑	
			鈴木重成建立供養碑	

表 6-3 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素（保存・管理・活用に有効な要素）の保存管理方法

保存・管理方法			保存・管理方法
史跡の保存・管理・活用に有効な諸要素	解説のための施設及び工作物	V R	現状のとおり公開活用にする。史料や発掘調査で新たに得られた情報に基づき、必要に応じて内容の拡充とブラッシュアップを行う。
		総合案内所	史跡の公開活用、利用者の安全確保等に必要な設備であるため、当面は現状のとおりとする。ただし、本丸の出入口から奥まっております、利便性が低い、適切な場所を検討して移設する必要がある。
		遺構等解説サイン	日常的な点検や維持管理を行い、現状を維持する。 経年劣化などにより傷んだものは、適宜、修理や更新を行い、更新施設は景観や保存に配慮したもとする。
	便益施設	トイレ	来訪者のために不可欠な施設であるため、日常的な点検や清掃等の維持管理を行う。ただし、本丸のトイレは史跡景観を著しく阻害しているため、本計画に基づき代替のトイレを整備計画において検討し、代替トイレの整備後に本丸の既設トイレは撤去する。その際、本丸の既設トイレを補完している本丸そばの仮設パイオトイレも撤去する。
		東屋	史跡の公開活用に貢献する設備であり、当面現状のとおりとし、日常的な点検および維持管理を行う。更新が必要な時期に、位置づけの見直しを検討する。
		広場（田尻口）	市道改良事業により整備されたものである。当面現状のとおりとし、将来的に発掘調査の実施、位置づけの見直しを検討する。
		道標、マナーサイン、ベンチなど	日常的な点検や維持管理を行い、現状を維持する。 経年劣化などにより傷んだものは、適宜、修理や更新を行い、更新施設は景観や保存に配慮したもとする。改修・新設等に関しては、景観と遺構等の保護を考慮し、現状変更等の取扱い基準により、必要最小限とする。
	管理施設	道路、柵、外灯、電線、水道、側溝など	史跡の公開活用、利用者の安全確保等に必要な設備であり、日常的な点検や維持管理を基本とするが、整備計画による施設の規模や配置は、更新時期に再検討を行う。 改修・新設等に関しては、景観と遺構等の保護を考慮し、現状変更等の取扱い基準により、必要最小限とする。

表 6-4 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素（その他の諸要素）の保存管理方法

保存・管理方法			保存・管理方法	
その他の諸要素	神社・石碑・石造物など	天草四郎の墓	当面は現状のとおり適切な維持管理を行っていく。 移転の可否については、個々の公開活用への貢献を十分に踏まえながら慎重に検討する。	
		天草四郎像		
		顕彰碑		
		キリシタン墓碑		
		浅間神社	原則として所有者が保存管理を行う。 特に必要がある場合に限り、市が管理団体としての措置を行う。	
		八幡神社		
		金毘羅神社		
	その他	学校	市立南有馬中学校	管理者に現状変更許可制度について十分周知し、適切な維持管理や周辺環境への配慮を求める。施設の更新時には、地下および景観への影響についての配慮、また可能であれば史跡外への移転を含めて検討する。
		宅地	宅地	所有者に現状変更許可制度について十分周知し、周辺環境への配慮を求める。居住者の転居など機会が得られれば、公有化を検討する。
		農地	田・畑・果樹園	土地所有者および耕作者に対して現状変更許可制度について十分周知し、周辺環境への配慮を求める。売却の希望がある場合は、優先順位を検討しながら公有化を図る。
		工作物	十字架のモニュメント	耐用年数を過ぎており、安全管理上必要なため、できるだけ早期に撤去する。原則として更新は行わない。ただし、本丸の象徴的なモニュメントとして認知されている工作物であるため、安全上の必要性を十分に周知したうえで撤去を実施する。
		森林など	社寺林、樹木、自然林など	史跡景観に配慮した計画的な樹木管理や除草作業など日常的な維持管理を実施するとともに、土地所有者に対して働きかける。
地形・地質		島原半島ジオパーク地層露出箇所	史跡を構成する崖面として、適切な保存管理を行っていく。	
原城跡に先行する時代の埋蔵文化財	築山遺跡		文化財保護法に則って適切に取り扱う。	
	浦田観音東側遺跡			

表 6-5 指定地周辺を構成する諸要素の保存管理方法

構成要素			保存・管理方法
史跡の本質（築城時期）に関わりの深い要素	有馬氏時代の登城道など	原城跡への登城道	調査研究を進め、将来的に発掘調査等の実施を検討する。
		町屋跡	
		殿様道	
	原城跡からの景観	海に開けた眺望など	市景観条例に基づく景観計画の重点地区として(68 頁、70 頁参照)、適切なコントロールを図る。
史跡の本質（一揆時）に関わりの深い要素	一揆時の陣跡推定地など	陣跡	基本的に史跡内の調査整備を優先するものの、将来的に調査研究を進め、必要に応じ文化財としての保護、史跡指定を検討する。
		仕寄場	
		オランダ石火矢台	
		石火矢台	
		築山	
		鐘懸松跡	
		井楼台	
	原城跡からの景観	陣跡方面への景観など	市景観条例に基づく景観計画の重点地区として(68 頁、70 頁参照)、適切なコントロールを図る。
史跡の保存・管理・活用に必要な諸要素	解説のための施設	有馬キリシタン遺産記念館	原城跡の公開活用、日野江城跡を含めた歴史を解説するための施設として当面は現状のとおり運営する。展示内容について過不足がないか適宜点検を行い、必要に応じて展示内容のブラッシュアップと拡充を行う。 別途、原城跡のガイダンスのための施設整備を検討し、その進捗にあわせて必要な時期に位置づけの見直しを行う。
	便益施設	駐車場（大手口）	史跡の公開活用、利用者の安全確保等に必要な設備であり、日常的な点検や維持管理を行う。
		駐車場（国道沿い）	
		あこう街道（遊歩道）	史跡に隣接し、原城跡の見学に有効な施設であるため、現状のとおり適切な維持管理が行われるよう管理者に働きかける。
その他の諸要素	原城跡をとりまく景観	史跡周辺からの原城跡に対する景観・眺望	適宜モニタリングを行い、変状の把握に努める。

3) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

① 現状変更等について

文化財保護法（以下「法」という。）第 125 条では、史跡指定地内でその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けるよう原則として義務付けている。ただし、その行為が維持の措置等、史跡への影響が軽微なものについて、許可を要しない場合が同条ただし書きにおいて示されている。

また、法第 184 条第 1 項第 2 号の規定により、重大な現状変更以外については都道府県・市の教育委員会に許可の権限が委譲されており、その範囲は、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号に示されている。この基準に基づく現状変更等許可の具体的な取扱基準は、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イからルまでにあげる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（以下、「事務処理基準」という。）に定められている。

② 法令上の基準

ア 現状変更等を許可できない場合

- 史跡の適切な保存管理のために策定された「保存活用計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- 史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
(「事務処理基準」より)

上記以外の行為については、先に設定した地区ごとの現状変更行為について、その取扱方針や取扱基準を定める。現状変更行為の取扱いについて、疑義が生じた場合や現状変更の取扱い基準に該当しない場合は、その都度、市教育委員会が文化庁及び長崎県教育庁等の指導のもと協議調整を行うものとする。

イ 現状変更等の許可が不要な行為

- 現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合
- 保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合
(法第 125 条第 1 項ただし書き)

「維持の措置」の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第 4 条に、史跡名勝天然記念物がき損し又は衰亡している場合の、原状復旧、き損・衰亡の拡大防止のための措置、き損・衰亡かつ復旧不可能の場合による除外と示されている。

「非常災害のために必要な応急措置」とは、地震、台風、大雨などの非常災害の際の応急措置や被害拡大防止措置、立ち入り禁止などの安全管理措置など、また「保存に影響を及ぼす行為」とは、除草や枯死木の撤去、イベント時の簡易工作物の設置などがこれにあたるが、これらの行為に該当するか否かは、文化庁及び長崎県教育庁の指導のもと、市教育委員会で判断する。

③ 地区ごとの現状変更の取扱基準

史跡原城跡を適切に保存管理するため、地区区分の A～C 地区ごとに現状変更等の取扱基準を次のとおり定める。(表 6-6 参照)

なお取扱基準の運用にあたり、表中各項目の記載において現状変更を認めるとするものは、史跡の保存に影響を与えないことを前提とするものである。

表 6-6 地区ごとの現状変更の取扱基準

	現状変更等の行為内容	取扱基準
A 地区	学術目的で実施する発掘調査	原城跡の保存活用を図るうえで必要な行為であるため、必要最小限の範囲において認める。
	保存整備・遺構等整備	発掘調査、史料調査等の成果に基づく内容で、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会の同意を得たものは認める。
	防災整備	自然災害等による史跡のき損・衰亡の拡大防止措置として、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会の同意を得たものは認める。

	現状変更等の行為内容	取扱基準
A 地区	地形の改変	盛土、切土、埋め戻しなどの地形改変は、原則として本表 A 地区に係る各項で認めると記載した、史跡の保存活用を目的とする調査整備、便益施設の改修に伴うもの限り認める。 ただし、営農に伴う農地の耕運は、通常必要な範囲において認める。
	建物の新築、改築、増築、除却	原則として認めない。ただし、トイレの建て替え・移転など原城跡の公開活用に必要な便益施設の設置または更新を図ろうとする場合において、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会の同意を得たものは認める。建物の除却は認める。
	工作物の新設、改修、除却	史跡の解説サイン、道標など原城跡の公開活用やカーブミラーの更新など安全確保を目的とするものは認める。ただし史跡景観との調和、解説サインについては基礎埋設を可能な限り行わないよう史跡の保存に配慮し、文化庁、長崎県教育庁、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会の指導助言を得て実施する。 電柱・電線については原則として新設を認めない。改修にあっては史跡景観に配慮したものとなるよう設置者に働きかける。電線の地中埋設についてはコスト負担を含めて慎重に検討する。 農地の石積みについて、構造の変更を伴わない改修は認めるが、コンクリート擁壁等への変更など史跡景観に対する影響が著しいものは認めない。
	仮設工作物の一時設置	原城跡の活用を目的としたイベント等における一時的な仮設工作物の設置は、目的に見合った規模を十分検討し、必要最小限度の範囲で認める。 仮設工作物を固定するための杭打ちなど、地形に影響を及ぼす行為は原則として認めない。ただし、やむを得ず必要であり、かつ発掘調査の成果から地下に遺構が存在しないと判断が可能な場合に限り、必要最小限の範囲において認める。
	地下埋設物の設置、改修	原城跡の保存活用を目的とするもので景観への影響が必要最小限のものは認める。必要に応じて事前の発掘調査・工事立会等を実施し、地下遺構を発見した場合は、遺構を現状保存し、計画変更を図るものとする。
	道路の新設、拡幅、改修	既設道路の維持補修は認める。道路の新設、既設道路の拡幅は認めない。
	木竹の伐採、抜根、植栽	伐採は史跡の保存活用、安全管理上の必要な範囲において認める。抜根は遺構への影響がないこと、または遺構の保護措置を行った場合は認める。 新規の植栽は、史跡の保存活用のための法面保護や修景などを目的とするもので、本計画に基づいて別途植栽計画を策定し、文化庁、長崎県教育庁、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会の同意を得た場合は認める。

	現状変更等の行為内容	取扱基準
B 地区	学術目的で実施する発掘調査	A 地区と同様。
	保存整備・遺構等整備	A 地区と同様。
	防災整備	A 地区と同様。
	地形の改変	A 地区と同様。 ただし、A 地区に係る表の記載の「A 地区」を「B 地区」と読み替える。
	建物の新築、改築、増築、除却	A 地区と同様。
	工作物の新設、改修、除却	A 地区と同様。加えて、ビニルハウスなど営農のために必要な施設の改修、除却は認める。新設については、可能な限り行わないよう働きかけ、やむを得ず必要な場合は事前の発掘調査、工事立会等を実施し、地下遺構の保存のための措置を講じる。
	仮設工作物の一時設置	A 地区と同様。
	地下埋設物の設置、改修	A 地区と同様。
	道路の新設、拡幅、改修	既設道路の維持補修は認める。道路の新設は認めない。 既設道路の拡幅については、史跡内の安全管理において特に必要な場合、事前の発掘調査を行い地下遺構が存在しないことを確認したうえで、文化庁、長崎県教育庁、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会の同意を得た場合は認める。
	木竹の伐採、抜根、植栽	A 地区と同様。

	現状変更等の行為内容	取扱基準
C地区	学術目的で実施する発掘調査	A地区と同様。
	保存整備・遺構等整備	A地区と同様。
	防災整備	自然災害等による史跡のき損・衰亡の拡大防止措置として、史跡の価値や景観を損なわないよう必要最小限の範囲において計画し、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会の同意を得たもの、住宅地および施設を災害から守るために最小限必要と認められる範囲の整備は認める。
	地形の改変	やむを得ず実施が必要な場合において、史跡の価値を損なわない範囲において認める。
	建物の新築、改築、増築、除却	原則として認める。ただし、新築、増築の場合は事前の発掘調査を実施して地下遺構等が残存していないか確認する。地下遺構が確認される場合は保存のための措置を講じる。 建築物の高さや色調については、市景観計画に定める基準に沿うよう働きかけるとともに、現状変更等許可の申請に遺漏が無いよう指導を行う。
	工作物の新設、改修、除却	B地区と同様。
	仮設工作物の一時設置	認める。
	地下埋設物の設置、改修	景観への影響が必要最小限のものは認める。必要に応じて事前の発掘調査・工事立会等を実施し、地下遺構を発見した場合は、遺構を現状保存し、計画変更を図るものとする。
	道路の新設、拡幅、改修	認める。必要に応じて事前の発掘調査を行い、地下遺構等が確認された場合は、計画変更など保存のための措置を講じる。
	木竹の伐採、抜根、植栽	個人住宅、公共施設等、民有農地において、各所有者の必要性により実施するものは、原則として認める。

④ 史跡範囲外の取扱いについて

法第125条による史跡の現状変更等の制限は、史跡範囲内に適用されるものである。ただし既述のとおり、原城跡の史跡範囲周辺には、陣跡など史跡の本質的価値に関りの深い要素が広がると考えられる。

そのため、原城跡の史跡範囲周辺においては、基本的に史跡内の調査整備を優先するものの、将来的に調査研究を進め、必要に応じ文化財としての保護、史跡指定を検討する。